

各位

会社名 山喜株式会社
 代表者名 代表取締役社長 白崎 雅郎
 (コード番号 3598 東証第2部)
 問合せ先 取締役副社長 小林 淳
 (TEL. 06-6764-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2017年6月28日開催予定の第65回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

事業環境の変化に柔軟に対応し、経営管理ならびに業務執行体制の監督強化・充実を図ることを目的として、取締役会招集権者および議長を取締役社長から取締役会長に変更するとともに代表者に取締役会長を加えることとし、現行定款第20条および第22条を変更するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役がこれに当たる。	(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役がこれに当たる。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) 2. 取締役社長は当社を代表する。 3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2. <u>取締役会長</u> および取締役社長は当社を代表する。 3. <u>取締役会長</u> および取締役社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を定めることができる。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日 2017年6月28日(水)

定款一部変更の効力発生予定日 2017年6月28日(水)

以上